

市議会定例会提出議案（藤沢市学習文化センター条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市学習文化センター条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市学習文化センター条例の一部改正について
藤沢市学習文化センター条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市学習文化センター条例の一部を改正する条例

藤沢市学習文化センター条例(昭和63年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「藤沢市学習文化センターを利用しよう」とを「藤沢市学習文化センター(以下「センター」という。)の施設を使用しよう」とに、「承認(以下「利用の承認」という。)」を「許可」に改め、同条第2項中「利用の承認を受けよう」とを「前項の許可(以下「使用許可」という。)を受けよう」とに、「利用の承認を与えないことができる」を「使用許可をしない」に改め、同項第2号中「施設」を「センターの施設」に、「き損する」を「損傷し、又は汚損する」に改め、同項第3号中「利用」を「使用」に改め、同項第4号中「その利用が第1条の目的に照らし、不相当と」を「センターの施設を使用させることについて支障があると」に改める。

第4条の見出し中「利用等」を「使用等」に改め、同条中「利用の承認」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に、「ために利用し」を「目的のためにセンターの施設を使用し」に、「利用の権利」を「使用の権利」に改める。

第7条を削る。

第6条の見出し中「利用の承認」を「使用許可」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用の承認」を「使用許可」に、「利用を中止させる」を「使用を制限し、若しくは停止する」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の承認

を取り消され、若しくはその利用を中止させられた」を「使用許可を取り消された」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を使用する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 教育委員会は、公用又は公益のため必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰ることができない理由により施設を使用することができないと認めたときは、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

施設名	使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後5時から 午後10時まで
会議室A	300円	400円	400円	500円
会議室B	150円	200円	200円	250円

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市学習文化センターの使用の許可に係る使用料について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、学習文化センターの会議室の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を新たに定める必要による。